

議案第57号

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例

上記の議案を提出する。

平成22年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民票の写し及び印鑑登録証明書を民間事業者が設置した端末機を利用して交付するサービスの実施に伴い、住民基本台帳カードの利用目的及び利用手続を定める必要があるもので、本案を提出いたします。

葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第8項の規定に基づき、住民基本台帳カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民基本台帳カード 法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。
- (2) 証明書自動交付機 葛飾区（以下「区」という。）の電子計算組織と通信回線で接続された住民票の写し（法第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下同じ。）又は印鑑登録証明書（葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）第17条の規定により葛飾区長（以下「区長」という。）が証明するものをいう。以下同じ。）を自動的に交付する端末機であって、区が設置したものをいう。
- (3) 多機能端末機 区の電子計算組織と通信回線で接続された住民票の写し又は印鑑登録証明書を自動的に交付する端末機であって、民間事業者が設置したものをいう。

(利用目的)

第3条 法第30条の44第8項に規定する住民基本台帳カードの利用目的は、次の各号に掲

げるサービスを区民に提供することとする。

(1) 証明書自動交付機及び多機能端末機を利用することにより、住民票の写しを交付するサービス（消除された住民票の写しを交付するサービスを除く。）

(2) 証明書自動交付機及び多機能端末機を利用することにより、印鑑登録証明書を交付するサービス

(利用手続)

第4条 住民基本台帳カードの交付を受けている者のうち、当該住民基本台帳カードを用いることにより前条第1号及び第2号に掲げるサービス（以下「交付サービス」という。）の全部又は一部を受けようとするものは、あらかじめ、葛飾区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、区長に利用の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

(1) 満15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(3) 自動交付機カード（葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例（平成21年葛飾区条例第41号）第2条第1号に規定する自動交付機カードをいう。）を保有する者

(4) その他区長が適当でないと認める者

3 区長は、第1項の申請があったときは、当該申請をした者の住民基本台帳カードを証明書自動交付機及び多機能端末機により識別できるようにするため、当該住民基本台帳カードに必要な情報を記録し、交付するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、交付サービスに係る住民基本台帳カードの利用手続に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(申請者等に対する質問等)

第5条 区長は、前条第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、職員をして当該申請をした者その他関係人に対して質問をさせ、文書等の提示を求めさせ、又は必要な調査を行わせることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(葛飾区事務手数料条例の一部改正)

2 葛飾区事務手数料条例(昭和33年葛飾区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「印鑑登録証」の次に「、葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例(平成21年葛飾区条例第41号)第2条第1号に規定する自動交付機カード(以下「自動交付機カード」という。)」を加え、同条第2項第2号ただし書中「葛飾区証明書自動交付機の利用等に関する条例(平成21年葛飾区条例第41号)第2条第1号」を「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第 号)第2条第2号」に改め、「規定する証明書自動交付機」の次に「及び同条第3号に規定する多機能端末機を利用すること」を加え、「の場合にあって」を「について」に改め、同項第4号中「葛飾区証明書自動交付機の利用等に関する条例第2条第3号に規定する」を削る。

(葛飾区印鑑条例の一部改正)

3 葛飾区印鑑条例の一部を次のように改正する。

第19条の2の見出し中「証明書自動交付機」の次に「及び多機能端末機」を加え、同条中「葛飾区証明書自動交付機の利用等に関する条例(平成21年葛飾区条例第41号)の定めるところに従い、同条例第2条第1号に規定する証明書自動交付機」を「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第 号)第2条第2号に規定する証明書自動交付機及び同条第3号に規定する多機能端末機」に改める。

(葛飾区証明書自動交付機の利用等に関する条例の一部改正)

4 葛飾区証明書自動交付機の利用等に関する条例(平成21年葛飾区条例第41号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

葛飾区自動交付機カードの利用に関する条例

第1条中「証明書自動交付機の利用等」を「自動交付機カードの利用」に改める。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 証明書自動交付機 葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年葛飾区条例第 号)第2条第2号に規定する証明書自動交付機をいう。

第2条第4号及び第5号を削る。

第3条を次のように改める。

(利用目的)

第3条 自動交付機カードの利用目的は、次の各号に掲げるサービス（以下「交付サービス」という。）を区民に提供することとする。

- (1) 証明書自動交付機を利用することにより、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。以下この号において同じ。）を交付するサービス（消除された住民票の写しを交付するサービスを除く。）
- (2) 証明書自動交付機を利用することにより、印鑑登録証明書（葛飾区印鑑条例（昭和50年葛飾区条例第5号）第17条の規定により葛飾区長（以下「区長」という。）が証明するものをいう。）を交付するサービス

第4条を削る。

第5条の見出し中「自動交付機カードの」を削り、同条第1項中「住民基本台帳」の次に「（法第5条に規定する住民基本台帳をいう。）」を加え、「自動交付機カード」を「、自動交付機カードを用いること」に、「規則」を「あらかじめ、葛飾区規則（以下「規則」という。）」に、「申請しなければならない」を「利用の申請をしなければならない」に改め、同条第2項中「自動交付機カードを用いることにより交付サービスを受けるため」を「同項」に改め、同項第3号中「交付サービスの全部又は一部を利用するために必要な情報が記録されている」を「葛飾区住民基本台帳カードの利用に関する条例第4条第3項の規定により交付される」に改め、同項第4号中「利用登録をすることが」を削り、同条第3項中「規定による」及び「、利用登録をするとともに」を削り、同条を第4条とする。

第6条から第8条までを削る。

第9条中「第4条第2項及び第5条第1項の規定による」を「前条第1項の」に改め、同条を第5条とする。

第10条を削り、第11条を第6条とする。